

## 村落社会の祭祀の変化

——宮城県白石市を中心として——

我 妻 建 治

今日、村落社会に所在する神社・仏閣の祭祀の変化を調査し、研究しようとする場合、その祭祀組織や祭祀のありようの変化もさることながら、何よりも神社・仏閣それ自身の村落社会における存在形態の変化に大いに留意しなければならないと思う。すなわち、現存の神社・仏閣が悠久の昔から、その村落に、そのままそのように存在していたのでは必ずしもなく、その時どきの国の宗教政策、いわゆる行政のありようによって、また、村びとの精神生活のありようによって、あるいは新来者の出現によって、つねに変改が加えられて来ているであろうからである。例えば、江戸中期以降、今日ま

でのそれらの変化や、したがって、その祭祀のありようの変化などの、とくに著しいのは、一見、第二次大戦後の国の宗教政策や今日の村びとの神仏に対する意識の変化などによるものか、とも考えられやすいし、それはそれで尤もな面のあることも事実ではあるが、しかし、端的に言って、実は、それらよりも、もっと大きな影響を与え、祭祀のありように大変改を与えたのは、明治初年の維新政府の神仏分離令や修験廃止令、さらに明治末年の神社合祀などの政府の統制政策の方であって、そして、それらは、その後の神社や仏閣の存在形態や祭祀の様態にいわば決定的な方向を与えたと考えられるからである。

このような神仏分離、修験廃止、さらに神社合祀などの明治政府の施策については、これまで、すでに多くの先学による研究があり、枚挙に遑ない成果が積み重ねられているが、<sup>1)</sup>にもかかわらず、私なりの習作のつもりで、ここに宮城県白石市及びその周辺、すなわち、古くからの刈田郡を例にして、これを検討してみようと思う。

## 二

今日の宮城県の最南端、山形県と福島県の両県に接する蔵王連峰の東麓は、律令時代から陸奥国刈田郡として行政的に区画されているが、この刈田郡は、昭和二十九年から同三十年までの間に、町村

合併により、白石市、蔵王町、七ヶ宿町の一市二町になっている。また、これより以前、すなわち、明治二十二年の郡制・町村制下においては、刈田郡は、白石町外十ヶ村であった。さらにさかのぼって、藩制下の刈田郡は、白石本郷以下三十三ヶ村であり、仙台藩内にあり、その最南端に位置した。

仙台藩においては、藩主伊達家と家臣との関係の下に、すなわち、伊達家の親族、譜第等の家臣団は、一門、一家、準一家、一族等々の家格を設けて秩序づけられ、その大身の家臣の多くは、伊達家から、田畑のみならず、山林竹木野川共一円地を与えられる、いわゆる地方知行を許されていた。そして、刈田郡の地域も、片倉、石川、高野らの諸家に分けられて地方知行下にあった。三十三ヶ村からなる刈田郡の中心部である白石本郷以下十八ヶ村の一円知行を許されていたのは一家の格式をもつ片倉家であり、知行表高一万八千石のうち、一万三千石ほどが白石城とともにここにあった。これは、慶長七年以降慶応四年（明治元年）まで断絶することなく、片倉家によって継承され、その領域は、白石川とその支流をはさむ、現在の白石市のほぼ全域と蔵王町の一部（宮地区）等にまたがるものである。

さて、藩制期の仙台藩内のすべての神社・仏閣の存在形態を文献的に調べる場合、もつとも参考になる史料は、「安永風土記御用書出」<sup>(2)</sup>（以下「安永風土記」という）である。これは、安永二年から同九年にかけて、仙台藩全域にわたって、それぞれの知行主、そして、それぞれの村むらの肝入から書出された、まさに風土記である。すなわち、この「安永風土記」には、藩内各村の、村名・田代・畑代・

人頭・家数・男女・馬・牛・旧跡・神社・仏閣・寺・修験・良民・古館・古碑・古塚・山・御林・川・滝・橋・沼・堤・堰・坂・道・名石・名水・温泉・名木・産物・屋敷名・村境等々がこれらの項目別に網羅的に記載されており、これはまさに風土記なのである。ところで、この「安永風土記」の中の項目である、神社・仏閣には、その名・小名・勧請・社地（又は境内）・社（又は堂）・本末・鳥居・長床・額・地主・別当・祭日等々がそれぞれ記載されている。

次に、上述のような「安永風土記」の中の神社・仏閣の記載例を、左に掲げるが、については、片倉領である白石本郷以下十八ヶ村のそれらすべてをここに掲げるのはあまりにも紙数をとるので、ここには、それらのうち、蔵本村一村のみのそれを掲げることとする。ちなみに、藩制下のこの蔵本村は、明治二十二年以降の町村制下では、近隣の長袋村、八宮村、深谷村の三ヶ村と合併して、福岡村となり、昭和二十九年の町村合併によって、白石町などとともに、白石市となった。この蔵本村は、白石本郷とともに、現在、白石市のほぼ中央部に位置している。「安永風土記」中の蔵本村所在の神社及び仏閣についての所載記事は、左のとおりである。

一 神社 式つ

一 愛宕社 一小名 愛宕山

一 勧請 右者当郡宮村愛宕山二相建居候処小十郎先祖片倉備中守重長代寛永九年二月此地<sub>江</sub>相  
移申候事

村落社会の祭祀の変化

- 一 社地 南北拾間東西七間 一社 南向三間作
- 一 鳥居 南向 △一長床
- 一 額 本社横額愛宕山之三字筆者当村黄蘗派保寿山護福寺開山誠岩和尚
- 一 地主 拝領地 一別当 家中当郡白石本郷本山派千手院
- 一 祭日 六月廿四日 御神事之節ハ為警固不断組拾人宛相出申候事
- 右拾ヶ条之内印仕候分其品無御座候事
- 一 諏訪社 一小名 菅生田
- 一 勸請 誰勸請と申儀并年月共相知不申候事
- 一 社地 南北四拾間東西五間 一社 南向式間作
- 一 鳥居 南向 △一長床 △一額
- 一 地主 御拝領地
- 一 別当 御家中当白石本郷天台妻帯不動院
- 一 祭日 七月廿七日
- 右拾ヶ条内印仕候分無御座候事
- 一 仏閣 三つ
- 一 薬師堂 一小名 菅生田すかうた

一勸請 誰勸請と申儀并年月共相知不申候処小十郎先祖片倉備中景綱代慶長十年五月再興仕候事

一境内 南北七拾貳間東西貳拾壹間 一堂 南向三間四面

一本尊 石仏坐像御長壹丈三尺但作者相知不申候事 △一鳥居 △一長床

△一額 一地主 拜領地 一別当 家中当郡白石本郷本山派千手院

一祭日 四月八日 御縁日二八為警固役人老人不断組拾人宛相出申候事

右拾壹ヶ条之内印仕候分其品無御座候事

一観音堂 一小名 瀧

一勸請 誰勸請と申儀并年月共相知不申候事

一境内 南北三拾間東西三拾間 一堂 東向貳間半四面

一本尊 木仏立像 御長八寸 但作者相知不申候事

△一鳥居 △一長床 △一額

一地主 御拝領地

一別当 当郡白石本郷天台妻帯安楽院

一祭日 三月十八日 九月十八日

御縁日之節ハ為警固小十郎様ハ御不断組式人宛相被出候事

右拾壹ヶ条之内印仕候分無御座候事

一薬師堂 一小名 鎌崎

一勸請 当郡白石本郷樵夫正長元年五月勸請仕候事

一境内 南北四間東西三間 一堂 辰巳向式間半四面

一本尊 木仏坐像 御長壹尺五寸 春日作

△一鳥居 △一長床

一額 壹ツ 堂横額瑠璃殿三字御画師佐久間洞巖様御筆

一地主 御拝領地

一別当 御家中当郡八宮村本山派理正院

一祭日 四月八日

右拾壹ヶ条之内印仕候分無御座候事

(右の記事のうち、「地主」の項に「御拝領地」「拝領地」の両様の区別が存するが、これは「書上」の提出者の違いを示し、前者の「書上」は、「村肝入」の手になり、後者のそれは「家老」のそれである。)

右は、蔵本村所在のすべての神社、すべての仏閣についての書出しである。すなわち、神社二つ、仏閣三つがそれである。ちなみに、蔵本村は、白石川をはさんで南と北に大きくひらけた、主として二つの集落からなり、川南の地区にあるのが愛宕社と観音堂であり、川北地区の菅生田にあるのが諏

訪社と薬師堂である。これらはいずれも近接している。もう一つの薬師堂は、ここからかなり西方に蔵王連峰に向かって離れた温泉地鎌先の集落にある。右に摘記した蔵本村における神社・仏閣についての書出しの体裁は、片倉領内全体、否、仙台領内全体に共通したもので、また、ここでは、ほぼ同様の要件を充足して記述されている。しかし、これらの記載の内容に関して、これら記述の全体を通じて、ここに留意しておくべき事実が二、三存する。

(1) 神社・仏閣記載中の「地主」の項について。蔵本村のそれらの「地主」の項に見られるごとく、片倉領内の神社・仏閣についての記述の多くは、片倉家からの「拝領地」であるが、それぞれの村肝入からの書出しの中には、たまに特定個人の「百姓地」であったり、また、「御村空地二付地主無御座候」とあるものもある。

(2) 神社・仏閣記載中の「別当」の項について。別当は、神社の記述に限って言えば、蔵本村の場合、そのすべてが、そして、その他の村でも、本山派などの修験や羽黒派天台妻帯の法印がその大多数を占める。片倉領内で神主と称されているのは一人だけであり、長袋村神明社の別当「神主甚太夫」がそれである。蔵本村の例のように、仏閣の別当も、修験や法印が大多数であり、他に寺が別当である場合も少数ある。また、別当のいない神社・仏閣がある。これはもつとも数少ないが、このような別当のいない、神社・仏閣中の別当の項には、「無別当 但社掃除役人足軽何某と申者相附置候事」とあったり、また「村祭二付別当無御座候」の記載がある。



ちなみに、蔵本村の隣村で、やがて、明治の町村制施行により、蔵本村とともに福岡村を構成する他の三ヶ村の「別当」記載のある史料を表にして挙げておこう。

長袋村	別当
神明社 稻荷社 牛頭天王社	神主甚太夫 千手院 延寿院
仏閣 毘沙門堂	延寿院

八宮村	別当
蔵王権現社	理正院
仏閣 薬師堂	理正院

深谷村	別当
熊野社 神明社	法道院
社 神明社	法道院

(3) 神社・仏閣記載中の「祭日」の項に記されている「神事」(神社)「縁日」(仏閣)について。こ

こには、「神事」「縁日」などの記述のないものが多いが、「御神事ノ節ハ為警固役人何人不断組何人宛相出申候事」とか、「御縁日ニハ為警固役人何人不断組何人宛相出申候事」の記述のあるものもあり、片倉家の家中侍や不断組が警固についているところもある。

以上、「安永風土記」から蔵本村所在の神社・仏閣の書上げの例を挙げ、さらに、書上げの内容について片倉家からの扱われ方の程度を示すと見られる、(1)(2)(3)の留意点を通して、片倉領内全体の様相を述べて来た。このように、(1)(2)(3)の点から見ると、蔵本村所在の神社・仏閣には、片倉家からかなり高い扱い方をされていたものが多いと見られるであろう。とくに、神社では愛宕社、仏閣では菅

生田薬師堂は、いずれも片倉家の家老書上となっており、祭日には、家中侍や不断組の警固が指定されているのである。

ともあれ、蔵本村の神社・仏閣は、この、「安永風土記」に見られるような形で、いずれも、この限りではさほど大きな変化なしに幕末維新まで続いたのである。

## 三

幕末維新の動乱は、当地方の人たちに、すべての階層を通じて、そしてその生活の全体に大いなる影響を与えることとなった。この地方は、いわゆる戊辰戦争、あるいは東北戦争のまっただ中に入っただけでなく、その結果は、まさに御一新になったからである。

以下、維新の動乱の過程を、当地方に関する限りにおいて、年表風に記しておこう。<sup>(3)</sup>

(慶応四年)

正月 三日 鳥羽伏見の戦。

同 十五日 東征大総督より奥羽諸藩へ徳川慶喜追討令発す。

二月 仙台藩へ、徳川慶喜会津容保追討令達す。

同 二十九日 仙台藩、会津進発への先陣を白石城主片倉家へ達す。

これによって、三月中旬までに片倉領は越河口、戸沢口等、会津への改め口になつたため、大軍勢、白石に集結。

三月 十九日 奥羽鎮撫総督九条道孝が参謀大山格之助、同世良修蔵らを帯同して、海路にて松島に上陸、二十日、仙台に入つて会津討伐を督励する。

四月 四日 会津藩が、米沢藩を通じて仙台藩に総督宛謝罪嘆願提出の斡旋を依頼。(総督府拒否)

閏四月十一日 仙台・米沢両藩の呼びかけに応じ、奥羽二十五藩重臣ら白石城に会合し、会津寛典嘆願書を総督府に提出。(総督府拒否)

同 十九日 総督府参謀世良修蔵、福島にて暗殺される。二十日、白石にて首実検。後、白石郊外森合村、月心院に埋葬。

同 二十三日 奥羽諸藩、奥羽同盟(いわゆる白石同盟)を定め、総督府へ征東中止を嘆願。その後、新発田ら越後の数藩を加え、ここに仙台藩を盟主として三十余藩からなる奥羽越列藩同盟成立。その公議所を白石に置き、軍事局を福島に設けて、同盟諸藩は会津・庄内両藩と策応して政府軍と対戦したが、漸次戦況不利と同盟内の不和も起り、脱落する藩が出る。

九月 四日 米沢藩降伏。

九月 八日 明治改元。

同 十五日 仙台藩降伏。奥羽越列藩同盟瓦解。

同 二十二日 会津藩降伏。

以上によって、東北戦争は一段落するが、政府軍は、ただちに奥羽越各藩に対して武装解除を行うとともに、一種の軍政を布くこととなった。仙台藩では、伊達家に一応その城地を預け置かれることとなるとともに、同藩より藩内の地方知行の家臣らに対して、それぞれの知行地等の一時預りの趣旨の指令を出したので、藩内は一時平静をとりもどすかに見えた。しかし、政府は、この間、各藩に対して、持高、家臣団の名等の書上げを提出させ、その後の各藩に対する処分決定のための日程を策定していたのである。

政府から行政官の名で奥羽越各藩に対して処分決定が達せられたのは十二月七日になってからである。以下、この処分内容に関し、白石周辺に直接関係するのは、仙台藩と盛岡藩であるので、この両藩に対する処分等についてのみ記述する<sup>(4)</sup>。

○ 仙台藩は、「今般城地被召上父子於東京謹慎被仰付候処出格至仁之思召ヲ以家名被立下更ニ二十万石下賜仙台城御預被仰付候間血脈之者相撰早々可願出事」であった。すなわち、伊達家は知行高六十二万石から二十八万石に減祿されたのである。この処分によって伊達家は、以前には、現在の宮城県全域と岩手県の南部に及ぶ領域の知行であったものが、仙台周辺の六郡のみになった。し

たがって、召上げられた三十数万石に当たる家臣らの知行地は全く無に帰したわけである。前述の刈田郡の片倉家や高野家らは、その家中ともどもその後帰農か、離郷か、いずれかの道を選ばねばならぬこととなる。

○ 盛岡藩も、「今般城地被召上於東京謹慎被仰付候処出格至仁之思召ヲ以家名被立下更三十三万石から下賜候間血脈之者相撰早々可願出事 但土地之義者追而被仰出候事」であつた。南部家は、二十万石から十三万石に減祿されるとともに、間もなく、片倉家に代わつて、白石城を預けられ、旧仙台藩の南部地域の刈田郡・柴田郡・伊具郡・宇田郡・亶理郡の五郡を下賜された。南部家は盛岡から白石へ、いわゆる減祿転封である。そして、南部家及びその家臣らは明治二年早々から白石入部が始まるのである。

旧仙台藩内にあつた、白石本郷をはじめとする三十三ヶ村の刈田郡は、ここに仙台藩と切り放されて新たに創設された白石藩となり、南部家の支配下になつたので、これまで在任の片倉家及び家臣ら千四百余人は、当地で帰農するか、ここを離れるか、それぞれ二つの道の一つを選ぶことになつた。帰農を願うものは、片倉家から伊達家を通して南部家に、その便宜供与方を依頼して、その実現する方向に進む。帰農を望まないものうち、早々に東京・福島・仙台等、他郷へ移住するものもあつたが、大部分の家中六百人は、結局、明治四年までに北海道開拓使貫属として開拓移住への方向を進むこととなつた。戦後は、いずれの藩においても、著しく苦難の道を歩むことになつたのである。

白石へ転封された南部家及びその家臣らの白石入部は、きわめて遅々たるもので、三月二十日になつて漸く、政府軍から片倉家が預つていた白石城地等が南部家重役に引渡された。かくて、徐々ながら南部家の家臣らの白石移住が始まつたのであるが、当主南部彦太郎は、白石へは容易に入城せず、逆に、太政官に対し、盛岡復歸の嘆願運動を行い続けていたのである。この時期の白石及びその周辺は、すみやかにこの地を離るべき片倉家等とすみやかに入部して民治に当たるべき南部家等と、新旧入り乱れて混乱の渦中にあつたと言つていい。白石藩知事南部彦太郎の旧領盛岡への復歸運動は、同年七月、政府への七十万両献金によつて奏功した。南部彦太郎は、盛岡復歸が決定し、そして八月の按察使白石設置の決定をみた後の同月十三日に白石へ入部し、九月二十日には白石を去つて盛岡に引揚げたのである。

これより先、政府は、戦争の最中、慶応四年七月、駿河以東十三ヶ国の支配のため、鎮将府を東京に置いたが、戦後の十月、これを廢して、翌明治二年には、奥羽の民政巡察のため、巡察使を置いた。さらに、同二年八月に、とくに東北全体、すなわち、三陸両羽磐城という広域を行政的にたばねる按察使を置いた。その役所である按察府は、南部家のいなくなつた白石城に置かれたのである。これは、東北諸藩県地方官の上にあつて軍事権を行使できる上級政府であり、その按察使長官は坊城少将であつた。

その設置趣旨は次のごとくである。<sup>(5)</sup>

民政ハ治国ノ大本至重之事トス 御一新以来専ラ億兆其所ヲ得テ生業勉勵候様トノ 御趣意之処  
三陸磐城両羽等之地ニ至テハ去年兵革打続平定ノ今日ニ当リ万民猶未タ安堵セス 御仁恤ノ 御  
趣意貫徹ニ至ラス実ニ大政之隆替ニ關係候間今般按察使トシテ被遣候付而ハ藩県ノ政績ヲ熟察シ  
地方官ト戮力協心専ラ 御趣意ヲ奉体シ政教化其道ヲ尽シ上下之情ヲ貫通セシム可ク候事  
按察使の廃止は同三年九月であつた。

ところで、南部家の盛岡復帰により、白石藩には直接民政に当たるものがなくなつたわけであるが、しかし、按察使の置かれた直後の九月に、白石県が設置され、白石に県庁が置かれたのである。権知県事は武井守正（姫路藩士）であつた。これによつて、白石には東北全体の上級行政府である按察使と仙南五郡の民政に直接たずさわる白石県とが置かれたのである。

政府の行政命令が真に一元的に、そして均質にこの地の住民に達するのは、この白石県の設置以降であると考えられる。

#### 四

維新政権は、ある意味では革命的政権であり、その革命性を実現せんとして様ざまな命令を発した。そうした命令のうちで、きわめて早期段階のものの一つが、神祇官を再興し、祭政一致の制に復し、

天下の諸神社を、この神祇官に属せしめるといふ、左の布告である。<sup>(6)</sup>

(慶応四年三月十三日)

此度 王政復古神武創業ノ始ニ被為基諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被遊候ニ付テハ先第  
一 神祇官御再興造立ノ上追追諸祭奠モ可被為興儀被 仰出候依テ此旨五畿七道諸国ニ布告シ(下  
略)

次いで、神仏混淆を禁ずる左の布告となる。

(同三月二十八日)

一 中古以来某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候何レモ其神社之由緒委  
細ニ書付早早可申出候事(下略)

一 仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以来相改可申候事(下略)

右の布告が、おそらく廢仏毀釈を惹起するであろうことを考慮して、その粗暴を戒めるため、左の  
布告となったが、勢いの趣くところ、やがて廢仏毀釈の嵐が現出して来る。

(四月十日)

諸国大小神社中仏像ヲ以テ神体ト致シ又ハ本地抔ト唱へ仏像ヲ社前ニ掛或ハ鰐口梵鐘仏具等差置  
候分ハ早早取除相改可申旨過日被 仰出候然ル処旧来社人僧侶不相善氷炭之如ク候ニ付今日ニ至  
リ社人共俄ニ威權ヲ得陽ニ御趣意ト称シ実ハ私憤ヲ霽シ候様之所業出来候テハ御政道ノ妨ヲ生シ



候而已ナラス紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候左様相成候テハ実ニ不相濟儀ニ付厚ク令願慮緩急宜ヲ考  
へ穩ニ可取扱（下略）

また、右の布告の実現のためこれらと並行して神祇事務局は、逐次達を下令した。左のごときはそ  
の早いものである。

（三月 日）

右之通被 仰出候ニ付諸神社之向ハ当局ヨリ布告ニ可相成筈ニ候得トモ先達執奏被免候後国触  
頭等未御取極無之事故先各鎮台裁判領主支配頭等ヨリ不洩様可被達候事

また、

（三月 日）

自今大小之神社社家へ布告之為相応之社家共触頭被申付度一郡ニテ一兩人程人撰有之書附可被差  
出候其上ニテ御治定被 仰出候事

さらに、

（三月十七日）

今般王政復古旧弊御一洗被為在候ニ付諸国大小ノ神社ニ於テ神社僧形ニテ別当或ハ社僧坏ト相唱  
へ候輩ハ復飾被 仰出候若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ可申出候仍テ此段可相心得候事（下  
略）

(閏四月四日)

一〇八

今般諸国大小之神社ニオイテ神仏混淆之儀ハ御廃止ニ相成候ニ付別当社僧之輩ハ還俗之上神主社人等之称号ニ相転神道ヲ以勤仕可致候若亦無拗差支有之且ハ仏教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ神勅相止立退可申候事(下略)

右の布告や達は、いずれも慶応四年の三、四月に発せられたものであるが、これらの趣旨は、東日本においては鎮将府、さらに巡察使等の設置に伴い、これらを通じて各藩県に達せられたのであろう。この間の奥羽は、まさに戦乱の渦中にあつた。ついては、それらの各藩は、右政府の布告や達をどの程度了解し、現実にその実現の方向へどの程度進んだか、必ずしも明確でない。もっとも、神祇官の再興、祭政一致、そして神仏分離の方針等の公布は、動乱以前、あるいは戦乱の初期にあつたから、政府の御一新の趣旨は、行政側からの正式の情報として、あるいは、各社寺にはその本末のルートを通じて流れていたであらう。

今日、各県や各社寺の所蔵する公文書類には、右の布告や達がそのままファイルされて保存されているから、この限りにおいては、それらの命令や情報がきわめてスムーズに伝わっていた感があるが、果たしてそうであつたであらうか。とくに先述したような戦乱の渦中のところではどうであつたであらうか。

手許に左記のごとき表紙の一冊の文書集<sup>(7)</sup>のコピーがある。

明治二巳十月

北五賀

改元

御役所

諸御用留集

和紙  
縦約二十六センチ  
横約十六センチ袋綴

墨付表紙共八十四枚

右の筆者は、山田豊三郎（信胤、文政二年生—明治二年没）である。彼は、つとに平田派神道家で、片倉領内刈田郡五賀村の肝入をつとめたが、白石県設置に伴い、初の刈田郡長を仰せ付けられ、また、白石神道事務局のリーダーとして、明治初年の当地方において、つねに政府の施策を積極的に推進した人物である。

右の「諸御用留集」には、明治二年十月から翌三年八月までの十ヶ月間の、白石県、次いで角田県における刈田郡長としての公文書類の写が記されている。したがって、これらは、彼が郡長として県から受け、刈田郡各村肝入及び住民に布達した文書であるから、これらによって明治初年における奥羽の一地方の具体的様態をそれなりにうかがうことができる極めて興味深いものである。

「諸御用留集」第一枚目には、（明治二年）十月付、「白石県役所」より「刈田役人共江」宛て白石県設置の「御達書写」があり、そして、刈田役人共への白石県役所への召集文書が続く。次に、同十月

二日付、白石町検断鈴木乙五郎以下六人の連名にて、「刈田郡御村々肝入衆中、検断衆中」宛て、左の文書が載せられているが、この文書は、片倉家や白石藩に南部家がいなくなった期間の刈田郡が、主として白石町検断らによつて、一応それなりに自主管理されていたことを想像せしめるものがある。

去晦日権知県事様御初諸御役々様白石表江御着県ニ罷成候間為御心得及申合也

巳十月二日

次の文書としては、太政官からの九月付、大村兵部大輔刺殺未逐犯人山口藩神代直人以下の者の探索命令文書の写を添えて、十月二十七日付、白石県から「刈田郡村々役人共」への探索方の命令文書が入っている。このように、中に写されている文書を一々読むと大変興味深いものがあるが、ここではこれ以上紹介はしない。

さて、山田豊三郎は、十一月十日、白石県役所へ呼び出され、即日付、「刈田郡長申付勤役中苗字帯刀差免之」の刈田郡長「被仰渡書」を受け、同郡長に就任した。

彼は、郡長に就任早々から、県の指令により、様ざまに民治に努力したが、十一月二十九日付にて、左のごとく県より申達があつた。

左之通り相達候間村々不洩様早々可達者也

十一月廿九日 白石県

仏鉢ヲ以鎮守ト致シ候村々有之様ニ相聞甚無謂事ニ付此度御改正相成候間末々鎮守神主早々取調

可申出候事

右の達を受けた彼は、即日、各村町肝入衆並びに檢断衆に対して、右の文書写を添えて左のごとく通達した。

左之写之通御達ニ相成候条各々其心得早々取調当月中諸所ヨリ可被差出候右仏躰無之候鎮守之分も取調神主唯と申上候義も書添可被差出候以上  
さらに、白石県は、左のごとく達して来たのである。

白石神明神主 佐藤因幡

角田天神神主 菊地尾張

右之者神職触頭申付候事

白石 傑山寺

右寺院触頭申付候事

十一月

右之通申付候間為心得申達候也

白石県

刈田郡村々肝入共

右の「諸御用留集」中の明治二年十一月中に白石県を通して刈田郡に達せられた文書群は、先に掲

出した、慶応四年の三、四月に布告や神祇事務局達として出された、神仏混淆、神仏分離の命令の趣旨がここに実現されているものと考えられる。仏像を神躰としている神社の調査や神社社家寺院への触頭の選定、また、神社の別当、社僧の措置などはそのもつとも典型的現われであるからである。

先にも述べたように、政府が早く打ち出した、祭政一致、神仏混淆の禁止などの布告の大よその趣旨が、様々なルートで、そして風聞だけでなく早くから伝わっていたと想像されるし、社名中の「権現」を改めることなどは、明治二年七月ころからすでに実際に改称されつつある史料も見られるが、この地方で確実にこの問題が改革の日程に具体的にのぼったのは、同九月の白石県の設置ととものであって、とくに、神道家の山田豊三郎郡長の下において、一挙にこれが推進されたと言つていいであろう。白石県役所は、その後十一月中の間もない時に、白石本郷からその東方の伊具郡角田本郷へ移ることとなり、白石県はやがて角田県と変わる。理由は、角田本郷の方が、白石本郷より県の中央に位し、交通にも便利であり、役所としても石川家の殿舎が使用することに等であったが、実は上に按察使を置いている白石では何かと県役所としては勝手がわるいということであったからである。ともかく、このようにして、県役所は移転となったが、郡長の山田は移県後もそのまま継続して刈田郡長として、民政を継続して推進した。

かくて、この神仏分離の嵐はこの地方の精神生活に圧倒的に変化を与えたのである。ついでには、先述の二に返って、刈田郡蔵本村の神社・仏閣にその様相を具体的に見てみよう。

片倉領の時代の、神社・仏閣の所在する社地・境内等は、いずれも片倉家からの「拝領地」であったが、明治政府の下では、やがて、すべて村有地になるのである。また、神社・仏閣の大部分には、それぞれ「別当」がおり、その別当が、「神事」・「縁日」等をはじめ、様々な差配に関与するところがあったが、別当はほとんど修験や羽黒派天台妻帯の法印であったため、明治政府の下では、彼らによる別当としてのそのような関与は一切なくなるのみならず、当地方の修験や羽黒派天台妻帯の法印は、やがてすべて還俗するのである。したがって、当地方の「神事」「縁日」、いわば祭祀の様相はここに一変する。

蔵本村の神社は愛宕社と諏訪社であるので、社名については問題はなかった。隣村の八宮村の蔵王権現社は、直ちに水分社と改称する。愛宕社及び諏訪社の別当の千手院、不動院はいずれも還俗したので、以来この両社は、別当のいない神社となった。他方、同村の仏閣は薬師堂と観音堂であるが、別当の千手院、安樂院も還俗する。しかし、薬師堂の別当はその後隣村宮村所在の蓮蔵寺の住僧の一人が代わってこれをつとめ、観音堂の別当は白石本郷所在の常林寺の住職がこれをつとめるに至った。次に、神鉢についてであるが、諏訪社のそれについては仏鉢ではないので問題はなかった。ところが、愛宕社の神鉢では問題が出た。愛宕社の神鉢は、五体がセットになっており、中央に馬乗の愛宕神があり、他の四体の脇立のうち二体がそれぞれ地藏菩薩と摩利支天の仏鉢であったという事実からである。つまり、愛宕社の社殿には、この仏鉢のある神鉢を常置するわけにはいなくなり、結局、別当

もないので、この神躰を地元の土蔵のある民家にあずけてつねに安置せしめ、祭日のときにのみひそかに愛宕山上へ上げるだけとなった。これによって、神躰は社殿を離れていわば宙に浮くこととなったのである。片倉家は、代代の当主のみならず、その然るべき家臣までカブトの前立に「愛宕山大権現守護所」と書かせたほど尊崇の篤かった、この愛宕社は、かくてさびれるばかりになるのは自然のなりゆきとなった。したがって、別当のいる薬師堂と観音堂は、やがて蔵本村の川をはさんだ北と南のそれぞれの集落の村落祭祀の中心となる。明治四十三年の福岡村の村社神明社（別当佐藤氏、安永時の神主甚大夫の後）への愛宕・諏訪両社の合祀はさほどの抵抗もなく実施され、かくて、一村一社が実現される。すでに根から枯れていたのである。以来、今日まで、神社のない蔵本地区の祭りは、白石川の川南の地区は観音堂、川北の地区は薬師堂におけるそれとなり、それぞれ祭祀組織（例えば観音堂では総代、大世話、小世話など）を構成してこれを行っている。ちなみに、神社合祀の段階で、愛宕社の神躰は地元の民家から片倉家へ引取って貰うこととなる。今日、旧蔵本村には神社祭祀はない。仏閣の祭祀のみである。その後の両神社跡地についてであるが、愛宕社地ははじめの村有地から村の在郷軍人会所有地となり、第二次大戦後神明社の所有に帰し、諏訪社地は村有地から、今日、牧野法の適用の対象となっている。このような事実、すなわち、神社・仏閣の存在形態についてのそれは、白石市及びその周辺、いずれにおいても見られるのである。明治はまさに御一新であった。



以上、村落社会の祭祀の変化のテーマの下に、宮城県白石市を中心として述べて来たが、はじめに述べたように、村落社会の祭祀の変化を考えた場合、国の宗教政策がいかに大きな影響を与えたか、そしてそれも、とくに明治初年の神仏分離、修験廃止等の政策がその地域の住民の精神生活に与えたものがいかに大きかったか、これは、第二次大戦後の宗教政策の地域社会に与えた影響などの遠く及ぶところではなく、まさに革命の変改を加えたものであったと思うのである。

とまれ、拙論は、その論旨、まことに大雑把、あたりまえで、なくもがなが長い引用文とともに、冗長な叙述に終始してしまった感がある。私の一つのいわば習作として御寛恕願うほかない。大かたの御教示を賜われれば幸いである。

〔註〕

(1) 明治初年の神仏分離等についての論著は数多いが、ここでは安丸良夫『神々の明治維新―神仏分離と廃仏毀釈―』（岩波新書）を挙げておく。明治末期の神社合祀に関しても同様に数多いが、ここでは森岡清美『近代の集落神社と国家統制』（吉川弘文館）を挙げておく。

(2) 『宮城縣史』23 「風土記」、『白石市史』5 史料篇(下)

- (3) 武藤弘毅編『奥羽盛衰見聞誌』(『白石市史』4 資料篇(B)所収) 刈田郡教育会編『刈田郡誌』
- (4) 註(3)。巨理悟郎『白石城解体のいきさつ』(『白石市誌資料』第二輯)
- (5) 『法規分類大全 官職門』
- (6) 以下の布告、達等は、すべて『法規分類大全 社寺門一』による。
- (7) 『諸御用書留集』は、山田信胤の子孫山田正志氏所蔵。
- (8) 例えば、『蔵王山信仰資料』(『蔵王町史』資料編 1)

〔追記〕

拙論を作成するに当たって、史料閲覧の便宜を与えられた山田正志氏に、ここに感謝の意を表す。

なお、拙論は、成城大学特別研究助成になる共同研究、森岡清美教授をその研究代表者とする「祭祀の文化史的研究」の下での研究報告の一部であることを付記する。